

1 東京保護観察所の管轄

東京保護観察所の管轄区域は、東京都内の特別区23区、26市5町8村である。
当庁管内に33保護区が設置されており、本庁は、特別区の23保護区及び島部保護区を、立川支部は本庁の管轄区域を除く9保護区を管轄している。



* 本庁管内24保護区（23の特別区及び島部保護区）

* 立川支部管内9保護区

八王子

町田

日野・多摩・稲城（日野市、多摩市、稲城市）

西多摩（青梅市、羽村市、瑞穂町、福生市、日の出町、あきる野市、檜原村、奥多摩町）

北多摩東（武蔵野市、国分寺市、小金井市、三鷹市）

北多摩西（武蔵村山市、東大和市、昭島市、立川市、国立市）

調布狛江（調布市、狛江市）

府中

北多摩北（清瀬市、東村山市、東久留米市、西東京市、小平市）

再犯を防ぐため、一人一人と向き合い支える保護司たち。

令和5年 5月1日 No.1518

SHIBUYA ニュース



更生保護に協力し、犯罪や非行のない街を目指す。

ちがいを ちからに 変える街。渋谷区

なかの区報 nakano

6.20 No.2157

知ってる? 保護司

～再出発をまちで支える～



【今号の表紙】中野区保護司会のみなさん

たま 広報 2025年(令和7年) 6月20日号 No.1502



あなたのまなざしで、再出発を見守る社会へ

～保護司や更生保護女性会が地域を支えています～

【今号の表紙】中野区保護司会のみなさん

令和5年5月号（渋谷区報）

本年6月号（中野区報）

本年6月号（多摩市報）

◎全区民を対象とした広報誌において、保護司の積極広報を推進中◎

渋谷区（令和5年5月1日号）を皮切りに、令和6年度に品川区、杉並区、令和7年度は、練馬区、港区、江戸川区、府中市、中野区、多摩市、荒川区、板橋区、目黒区、世田谷区、豊島区、八王子市、小平市、台東区、大田区、国立市）において保護司特集が組まれた（合計19か所）

背景

- 保護司の担い手確保が年々困難となり、高齢化も加速し、適任者確保等が課題に
- R6.5、保護司が犯罪被害に遭い、安全確保が大きな課題に
 - 法務大臣に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 報告書」が提出（R6.10）

↓ **運用による改善（新任委嘱時の上限年齢撤廃、複数指名の積極化等）を図るとともに、「法改正によらなければ対応できない事項」や「施策を推進するために必要な事項」について法改正**

改正のポイント

保:保護司法 更:更生保護法 事:更生保護事業法
※条文番号は改正後のもの

1 保護司の適任者確保

- **保護司の使命及び委嘱条件の見直し** (保1・3)
⇒今の時代に求められる保護司像を明確化
「安心・安全な地域社会の実現」
「人格識見が高い」「職務の遂行に必要な時間を確保できる」
「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う」
- **広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定** (保3)
⇒保護司の人脈のみに頼った候補者探しからの脱却
- **保護司の任期の延長（2年 ⇒ 3年）** (保6)
⇒より安定的に活動し、経験を積むことを可能に

より多様な保護司の
担い手の確保

2 保護司の活動環境の改善

- **保護司会等の任務規定の整備** (保12・13)
⇒保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの法定化
- **保護観察所の長による保護司会等への支援規定の新設** (保14)
⇒保護司会等の負担を軽減 ※国による支援も推進
- **地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備** (保18)
⇒「できる規定」から「努力義務規定」に改正し、
活動場所の確保など地方公共団体の協力を促進
- **民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設** (保19・20)
⇒休暇や勤務時間への配慮など、働きながら、
保護司として活動しやすい環境を整備

国・地方・民間で
保護司を支え、
安定・継続的な
保護司活動の実現

3 保護司の安全確保

- **保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設** (保16)
⇒面接場所の確保等の施策を推進
- **保護司の職務の執行区域の弾力化** (保7)
⇒他の保護区の更生保護サポートセンターや面接場所を
活用しやすくし、面接を行う場所の選択肢を広げる
- **公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別の規定の新設** (更64・78の3)
⇒保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価のための情報の収集を強化し、
リスクに応じて保護観察官の関与を強める

安全・安心な
保護司活動の実現

4 その他更生保護制度の充実

(更2・事3)

- **更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備** など

更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

- 保護司・保護司会の地域における活動拠点
- 全国の保護司会に整備
- 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐
- 地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の行う処遇活動に対する支援を実施

更生保護サポートセンターの機能・効果

保護司の行う処遇活動への支援

- ・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供
- ・保護司の行う処遇活動に関する相談への対応
- ・保護司同士の処遇協議や情報交換等

地域支援ネットワークの構築

- ・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携
- 例 地方公共団体、教育委員会・学校、児童相談所、福祉事務所・社会福祉協議会、警察・少年センター、ハローワーク

地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進

- ・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施
- ・一般住民からの非行相談の実施



地域への更生保護活動の情報発信

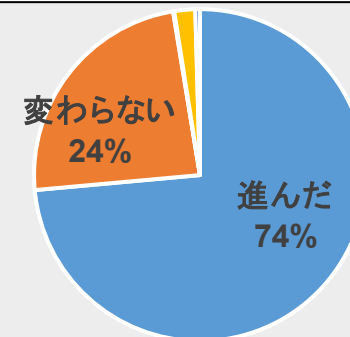
- ・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信
- ・保護司適任者の確保
(保護司候補者検討協議会の企画・実施、保護司活動インターンシップの企画・実施)



保護司会における関係機関との協議会実施回数



サポートセンターが設置されていることによる、保護司会活動や処遇活動の変化



(令和6年12月)

地域での支援ネットワークが拡大

保護司の活動意欲が向上し、活動が活発化

これまでの経過（京都 kongress の成果展開）

2021年3月 京都 kongress において **京都宣言** を採択

■ 更生と社会復帰を通じた再犯防止

地域ボランティアを含む地域社会の官民連携を促進することにより、再犯を防止するためのマルチステークホルダー・パートナーシップ（多機関連携）を推進する。

ワークショップ「再犯防止：リスクの特定とその解決策」

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）が企画・運営した再犯防止に関するワークショップで、各国のモデルとなる指針の策定を提案。

我が国が**再犯防止国連準則（通称：京都モデルストラテジー）**の策定を提案し、本準則案の案文交渉を主導。保護司の取組について、ベストプラクティスの一つとして盛り込む。

2025年5月 国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）での決議案採択

2025年5月 CCPCJ において **本準則に関する決議案** を採択

■ 名称及び通称

United Nations Model Strategies on Reducing Reoffending (**the Kyoto Model Strategies**)

■ “*hogoshi*” の記載

罪を犯した人と地域社会をつなげる地域ボランティアの重要性やその活動の持続可能性を確保する法整備等の必要性に関する記載が盛り込まれ、地域ボランティアの具体例として“*hogoshi*”の文言が盛り込まれた。

今後の取組

**国連総会
において採択**
(2025年12月)

- 保護司制度を始めとする更生保護ボランティアの国際社会における認知度の向上を図るとともに、拘禁刑導入を含む刑事施設での再犯防止施策の知見を各国と共有
- 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と連携して、また、UNAFEIによる国際研修等（二国間協力、多国間研修、保護司国際研修等）を通じて、世界各国における準則の活用を促進し、各国の再犯防止施策の充実を図る